

高等学校専攻科の質担保の仕組みについて（案）

教育内容等が高等教育相当であると認められる高校専攻科※の修了者についてのみ大学への編入学を可能とするため、既に編入学が認められている専修学校専門課程を参考にしつつ、高校専攻科の質を担保する

※中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の専攻科を含む

1. 基準について

現状：高校設置基準で生徒数等に応じた教員や施設についての基準が設けられている（本科・専攻科の区別はない）。

○修了者が大学に編入学できる専攻科の基準は以下のとおりとしてはどうか。

①修業年限について

2年以上

②授業時間数について

年間授業時数を原則800時間以上

総授業時数を全課程で1700時間以上

※授業時間の単位への換算ルール

45時間の学修を1単位として、講義・演習15～30授業時間、

実験・実習30～45時間の間で専攻科で定める時間数を1単位とする。

③教員資格について

- ・修士の学位を有する者
- ・学士の学位を有する者で、2年以上の教育、研究又は技術に関する業務の経験者
- ・2年以上の高校主幹教諭、指導教諭、教諭の経験者
- ・短期大学士の学位（進学士の称号）を有する者で、4年以上の教育、研究又は技術に関する業務の経験者
- ・専修学校専門課程修了者で、当該課程の修業年限と教育、研究又は技術に関する業務の経験を通算して6年以上となる者
- ・高校専攻科修了者で、当該課程の修業年限と教育、研究又は技術に関する業務の経験を通算して6年以上となる者

④施設について

保健室など本科と共用であっても専攻科の教育活動を行う上で支障がない施設については、専用のもので設置を求めないこととする。

2. 評価について

現状：教育活動その他学校の運営状況について自己評価を行い、その結果を公表し、設置者に対して報告することが義務付けられている。また、その評価の結果を踏まえた当該高校の生徒の保護者その他の高校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされている。

○既に義務づけられている「自己評価」について、自律的に専攻科と本科を分けて行うことを求めているかどうか。

○「学校関係者評価」について、専攻科の評価者は、高等教育相当かどうかを判断する者としてふさわしい識見や能力を持つ者として、例えば大学関係者等を自律的に入れることを求めているかどうか。

参考：高校の外部評価（専修学校も同じ）

	学校関係者評価	第三者評価
評価者	学校関係者	学校運営の専門家
評価の頻度	毎年実施（指導ベース）	規定なし
評価の内容	自己評価結果のレビュー	専門家の視点からの学校改善等
法令上の位置づけ	努力義務	ない（ガイドラインにより促進）

※「学校関係者評価」の中に、保護者等の他に大学教員などの第三者を含めて実施する場合もある。

参照条文

【基準関係】

●専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）

（単位時間）

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

（教員の資格）

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(校舎等)

- 第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。
- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

●大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件（平成10年文部省告示第125号）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の八第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること

【評価関係】

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

●学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。